

エネコム設備への公共的施設の設置について (ご案内)

1. はじめに

株式会社エネコム(以下、当社)が所有する電柱は、当社事業の遂行に支障のない範囲で、当社が定める利用条件に同意いただける場合に限り、防犯灯・道路反射鏡(カーブミラー)・標識等の公共的施設を設置いただくことができます。また、設置にあたっては所定の手続きが必要になります。以下の内容についてご確認いただき、同意いただける場合は、お申込み手続きをお願いします。

2. 公共的施設の設置に関する主な許可条件 (抜粋)

- (1) 監督官庁の許可または届出が必要な施設については、その手続きがなされたものであること。
- (2) 道路法その他関係法令等による占用等の許可を得ていること、および私有地においては地権者の承諾を得ていること。
- (3) 電気設備の技術基準、有線電気通信設備令、その他の関係法令および当社の定める基準により設置されたものであること。
- (4) 当社事業の遂行に支障がないと当社が認めること。
- (5) 当社が公共的施設と認めること。

3. エネコム柱のご利用に関する契約書類

(1) 公共的施設の設置に関する契約書類

契約書等の締結はありません。所定の申込書のご提出と、当社から発行する回答書をもってご利用いただけます。(利用不可回答時を除きます)

(2) 公共的施設のための電力線に関する契約書類

公共的施設のための電力線(防犯灯への電力引込線等)については、通常のエネコム柱の利用として扱い、「添架契約書」および「添架の対象設備に関する覚書」を締結させていただきます。別のご案内(通信ケーブル・電力線等の設置をご希望の方)を参照ください。なお、申込書は電力線の所有者からご提出をお願いします。(公共的施設の所有者からのご提出ではありません)

4. 事務処理手順

エネコム柱への公共的施設の設置に関する当社の事務処理手順は別紙のとおりとします。

5. エネコム柱のご利用にかかる費用等

(1) 年間利用料

当社が認めた公共的施設については、無料でご利用いただけます。

(2) 調査料金

当社が認めた公共的施設については、調査料金は発生しません。

(3) 改造工事費

エネコム柱のご利用に伴い、利用設備の強度確保や他の設備との隔離確保等のために改造工事が必要となる場合は、これら費用を全額ご負担いただきます。当社より請求書を発行しますので、指定期日までに指定口座へお振込みください。お振込みにかかる手数料等をご負担をお願いします。なお、改造工事は当社にて改造工事費のお振込みが確認できた後に着手となります。

	金額	備考
改造工事費	お見積り	改造工事实施時のみご負担いただきます

(4) 費用に関する特記事項

- エネコム柱への公共的施設の設置および移設・撤去に伴う工事費等をご負担ください。
- 公共的施設のための電力線(防犯灯への電力引込線等)については、通常のエネコム柱の利用として扱います。「年間利用料(添架料金)」および「調査料金」をご負担いただく場合がありますので、別のご案内(通信ケーブル・電力線等の設置をご希望の方)を参照ください。
- 上記各種費用や価格体系は、物価変動等により改定することがあります。

6. 電力線を必要とする公共的施設(防犯灯等)を設置される方へ【重要】

エネコム柱の撤去が必要となった場合、公共的施設の撤去をお願いさせていただきます。電力線を必要とする公共的施設(防犯灯等)を設置されている場合は、当該施設のほか、電力線の撤去も必要となりますので、必ず公共的施設の所有者さまにて、電気契約の廃止および電力線撤去の手続きをお願いします。当社から電気供給会社へ手続きすることはできません。

7. エネコム柱のご利用に関するお問合せ先

株式会社エネコム

技術本部 線路設備部 線路運営チーム

エネコム柱添架申請窓口

E-mail: SS03963@enecom.co.jp

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 5 番 7 号 GRANODE 広島 10F

